

熊本県公報

第 1 1 0 0 4 号
平成 15 年 7 月 9 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 1
○ "	(") 2
○ "	(") 2
○ "	(") 2
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) 2
○土地配分計画の作成	(農業振興課) 3
○指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退	(介護保険課) 3
○指定居宅サービス事業所の指定	(") 3
○児童福祉法に基づく事業者の指定	(身体障害福祉課) 3
○身体障害福祉法に基づく事業者の指定	(") 3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(建 築 課) 4
○道路の位置指定	(") 4
○ "	(") 4
○ "	(") 4
○ "	(") 4
○ "	(") 4
○ "	(") 5
○道路の位置指定の廃止	(") 5
○ "	(") 5
○建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく公告	(監 理 課) 5
○土地改良事業施行の適否決定	(農村計画課) 6
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 6
登 載 依 頼	
○第 2 回熊本県産業廃棄物税制検討会議の開催	(熊本県産業廃棄物税制検討会議) 6
○地方自治法第 252 条の 32 第 2 項の規定に基づく告示 (包括外部監査人の補助者の氏名等)	(監 査 委 員) 7
○財政的援助団体等の監査結果に基づく改善措置	(") 8
○平成 15 年度第一次及び第二次監査結果	(") 10
○監査の結果に基づく改善措置	(") 12

告 示

熊本県告示第 740 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 15 年 7 月 9 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡砥用町大字洞岳字城ノ尾 4065、4129 から 4131 まで、4134、4136、4140 の 1、4140 の 3、4140 の 4、4141、4142、字飯田谷 4352
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに砥用町役場に備え置いて縦覧に供する。)